

羽生市 1 か月児健康診査費助成事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、生後 1 か月の乳児に対して行う健康診査（以下「健診」という。）に要する費用を助成することにより、健診を受ける機会を確保し、もって乳児の疾病及び異常を早期に発見し、及び乳児の健康の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 助成金の交付の対象となる者は、健診を受けた乳児の保護者であって、健診の実施日に市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に規定するものをいう。）に記録されているものとする。

(対象となる健診)

第 3 条 助成金の交付の対象となる健診は、医療機関で実施した健診とする。

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の額は、医療機関で行った健診に要した費用に相当する額とし、4, 0 0 0 円を上限とする。

2 助成金の交付は、乳児一人につき 1 回とする。

(助成の申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、羽生市 1 か月児健康診査費助成金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書その他の健診に要した費用を支払ったことが分かる
証明書

(2) 母子健康手帳の当該健診の記録が記載されたページの写し
又はこれに類する書類

(3) 振込先口座（申請者本人の口座に限る。）を確認できる書
類

(決定及び通知)

第6条 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、羽生市1か月児健康診査費助成交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。